

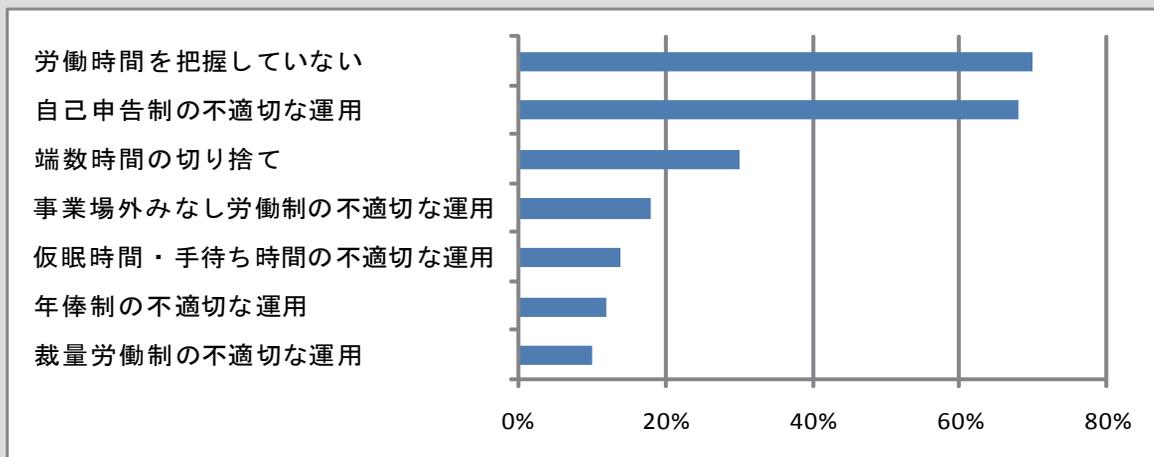
【是正勧告を受けない勤怠管理、出来ていますか?】

厚生労働省は、サービス残業の指導・調査を強化すると発表しています。サービス残業の支払命令は内部告発や調査から始まります。以前は製造・加工業の会社様がターゲットのように言われていましたが、最近では販売業の会社様ですら営業所単位で労基局の襲撃にあい是正勧告を受ける、という事例をよく耳にするようになりました。

勤怠管理システムの導入で適切な対応を!

数時刻の記録は法律で決められています。痛くない腹を探られる、ということ为了避免するためにも監督官が問題視するポイントをクリアできるシステムの導入をご提案します!

監督官が問題視するポイントは以下のとおりです。



客観的な労働時間のデータ管理は出来ていますか?

- ・労働日ごとの紙業・終業時刻の確認
- ・上記方法としてタイムカードやICカード等による客観的な記録
- ・自己申告制は実労働時間を適正に自己申告する
- ・適正な申告阻害のための時間外労働の上限設定措置を講じない
- ・労働時間の記録は3年間保存する

労働日数や通常、休日、深夜などの労働時間数はタイムカードや各種報告書、さらに賃金台帳などにも記録しておきたいところです。

タイムカード集計から給与計算まで... 手間をかけずに勤怠管理を実現できます。

参考導入費用

300人までの勤怠管理で月額 21,000円～ (5年リース参考月額)

ご興味ございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください!!!